

こわしてはいけない

2月19日（日）、「西神ニュータウン9条の会10周年記念の集い」が西区民センターなでしこホールで行われました。講演は音楽家の池辺晋一郎さん。おやじギャグ連発の楽しいお話ながら、私たちに憲法を守る決意をあらためて促す内容でした。

「子どもの頃、この子は20歳まで生きられない、と言った医者
の言葉を耳にし、それならそれまでに何でもやってやろうと思
い、何でもやってきた、それが粘土細工の固まりのように今の自
分になっている」と。

合唱組曲「こわしてはいけない」

「僕は詩がないと曲が作れないんです。しがない作曲家ですから」と何度目かのギャグをとぼして、窪島誠一郎さん（戦没画学生の絵を集めた「無言館」館主、作家・水上勉の息子）作詞の「こわしてはいけない」を紹介。（以下はその一部です）

第2章 こわしてはいけない

こわれそうになってもこわしてはいけない私たちの憲法
母が使っていた底のへこんだ鍋 なべ 誰かからもらった手提げかばんのカギ
セロハンをはったガラスの万華鏡 ひもの切れそうなバスケットシューズ
あなたと別れた一人だけのあした バネの出たソファ ひび割れた額縁
70年前に作った私たちの憲法
こわれそうになってもこわしてはいけない私たちの憲法（繰り返し）
こわしてはいけない私たちの憲法

第5章 なぜですか

あざむ欺きの言葉で人を殺すことを平気で許すのはなぜですか
ふるさとを追われた人びとに 今もふるさとが与えられていないのはなぜですか
核を持ち込ませないとやっている国に核施設がたくさんあるのはなぜですか
暑い8月がくると 私たちの心までがひりひりと焼けつくのはなぜですか
御国のためにと出征した若者が 食料も武器も与えられずに死んだのはなぜですか
傷ついて戦地から帰ってきたあなたが 人を傷つけたことを語らないのはなぜですか
ひもじい子どもたちのニュースを見ながら 私たちが幸せな食卓を囲んでいられるのはなぜですか
愚かな戦争を反省することを自虐じぎやくと呼ぶのはなぜですか
私の父や母に 兄や弟に 愛するあの人に死を強いるのはなぜですか 私に死を強いるのはなぜですか
あざむ欺きの言葉で人を殺すのを平気で許すのはなぜですか

最後に「世界中の人よ 抱きあおう 抱きしめよう」という章で終わる組曲です。僕も作曲していて何
度も心が締めつけられる思いになりました。これをかくことによって、僕の生き様がすべて貫徹される
と思っかきました。

日本国憲法を地球サイズで考えよう

映画「日本国憲法」を作ったジャン・ユンカーマン（ジャーナリスト・映画監督）は言っています。
「憲法改正は、本来その国独自の問題である。しかし現時点における改憲は、否応なく他の2つの現実
と結びついてくる。一つは日米同盟、もう一つは日本とアジア諸国との関係である。…日本の憲法は、
今も世界中の人々が求めてやまない理想を示している。日本にとってこの時期にそれを捨てることは、
歴史の潮流に逆らうことに他ならない。平和憲法とそれに守られている人権は空気のようなものである。
どうすればその精神を守り、広げていけるかを考えなければならない。そのプロセスにおいては沖縄県
辺野古での活動が励ましとなるだろう。…米軍と日本政府の権力と対峙し、一歩も引かず戦争に対して



ノー！をとねえ続けてきた。世界の中の日本国憲法は、そこに存在している」。

日本国憲法を地球サイズで考えようというのが僕の思いですね。

不穏な空気が漂い始めている

「悪魔の飽食」(森村誠一・作) 全国縦断コンサートで、教育委員会の後援に反対する県議の質問、地元の高校合唱団出演への抗議、今年は愛知県が後援を拒否したそうです。3県に続けて妙な事件が起こっています。これまで全くなかったこういう動きは、今の政権の方向性ゆえですね。

日本学術会議は、設立の翌年、1950年に「戦争に関するあらゆる研究を行わない」という声明を出しました。だから政府は学術会議に対して「武器の研究をして下さい」とは言えないわけです。そこで政府が考えたのが「防衛装備品」という言葉です。その研究をする団体には政府が助成金を出すわけです。2015年3億円、2016年6億円、今年予算に計上されている額が110億円。聞いたことのない言葉で、ずるい手を使うのは今の政府の常套手段です。じわじわと武器の研究へと仕向け、より多くの金を注ぎ込む、そうやって事実を作り、憲法改正(改悪)にもっていく。

連合軍のノルマンディー上陸作戦(1944・6)70年記念式典で、ドイツのメルケル首相が連合国の首脳らと並んでいるのを見て、戦後謝罪を繰り返し、それを周りの国が認めたドイツと、未だに南京大虐殺はなかったとか、「悪魔の飽食」は捏造だと言う人がいて、それを肯定するかのよう政治家のいる日本と、僕は何という違いかがっかりしました。

日本国憲法を維持して、日本が絶対に間違った道に進まないよう、皆さん肩を組もうではありませんか

..... 堀口照美の「憲法街道おばさんのぶらり旅」(連載第5回)

第三章 国民の権利及び義務 (15条から19条まで)

私たちは、憲法とか法律、政治は、どこか遠くで「偉い人、賢い人が考えてくれたらよい。難しいことはわからない」と思っていますか? 選挙で「頼まれたから、知り合いだから」と投票したり、「面倒だから。忘れていた」「誰がなっても変わらない」と安易に考え、無責任な投票をしたり、棄権したりしていませんか? そうして選ばれた議員が、数の力で採択したことは、黙って従うしかないでしょうね。「これは困る、これはおかしい、こうして欲しい」との思いや、考えることを、自分の意志で候補者を選べば、自分にとってよりよい生活や社会に近づくのではないかなと思います。国政や地方自治も、一部の人の利益や、一部の人の犠牲の上に成り立つようではおかしくはないでしょうか? 間違ったことや忍耐を強いられることを、「おかしい! 嫌だ!」と言える自由を守ることが、国民の権利であり、責任だと思います。憲法には、国政はこれらの権利や自由を侵してはならないと明記され、保障されています。何と素晴らしい憲法でしょう。権利を守るためには義務もあります。自分の責任で政治に参加することが大事ではないでしょうか。

第十五条【公務員とその選挙】公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。

すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。

公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障する。

すべての選挙における投票の秘密は、これを侵してはならない。選挙人は、その選択に関し公的にも私的にも責任を問われない。

第十六条【請願権】、第十七条【国及び公共団体の賠償責任】(省略)

第十八条【奴隷的拘束および苦役からの自由】何人も、いかなる奴隷的拘束も受けない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。

第十九条【思想および良心の自由】思想および良心の自由は、これを侵してはならない。

第106回世話人会

と き: 2017年3月17日(金)13:30~

ところ: 岩岡連絡所多目的ホール(小)

10周年記念行事(5月14日(日)同封のちらしをごらん下さい)、2017年の会の活動について話し合います。どなたでもご参加下さい。

—— 「憲法9条の会・岩岡」事務局 白井篤子 ☎078-967-2758 ——

